

# 構造改革特別区域計画

山梨県 小淵沢町

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

山梨県北巨摩郡小淵沢町

2. 構造改革特別区域計画の名称

こぶちさわアグリルネッサンス特区

3. 構造改革特別区域の範囲

山梨県北巨摩郡小淵沢町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

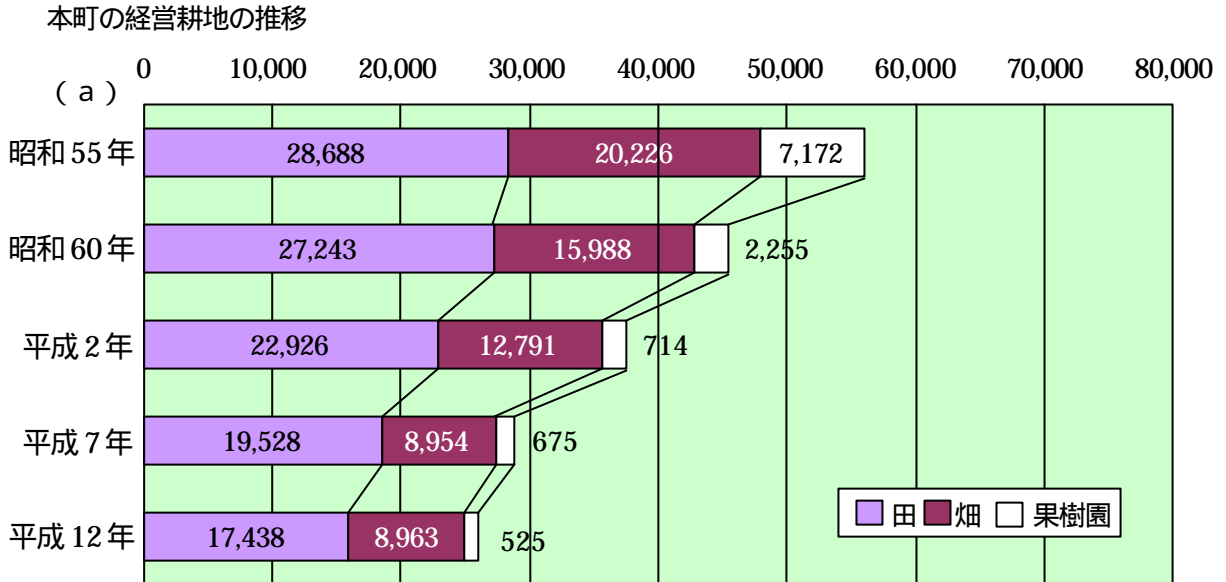
1) 区域の概要

- ・ 本町は、山梨県と長野県の県境に位置し、両県にまたがる八ヶ岳連峰の権現岳(2,715m)を町の北端に、南端に流れる釜無川(586m)まで、標高差約2,100mの細長い扇形状の地形をした高原のまちである。八ヶ岳南麓に広がる豊かな自然と、富士山や南アルプスを眺望できる素晴らしい景観に恵まれている。町域面積は33.14k㎡で、うち森林が56.1%を占め、次いで農用地が23.0%、宅地は6.5%と少ない。地域指定の状況は、町全域が特定農山村地域に指定されているほか、辺地指定および、八ヶ岳中信高原国定公園等に指定されている。
- ・ 町の中心を東西にJR中央本線が走り、高原列車として名高いJR小海線が清里を通り信州小諸へと縦貫している。小淵沢駅は町のほぼ中心部に位置し、特急列車の停車駅でもある。また、中央自動車道は小淵沢ICから首都圏まで約2時間、名古屋圏まで約3時間で結び、国道20号線と141号線を結ぶ八ヶ岳横断道路とともに、観光面はもとより産業、経済、文化の発展に大きく役立っている。
- ・ 小淵沢町の気候区分は、表日本型のうち中央高原型、内陸性気候である。年間平均気温10.9、年平均最高気温16.1、年平均最低気温6.6。夏は比較的乾燥し、涼風が多く高原独特の気候。冬は降水量が少なく、乾燥した北西風が強く、晴天が多いのが特徴。年間降水量は1,000mm前後。年間日照時間は約2,200時間となっている。
- ・ 現小淵沢町の地域の人々が住み始めるようになったのは約一万年以上前の先土器時代といわれる。その後、約4000年前の縄文時代には、八ヶ岳山麓は獲物の宝庫として日本の中でも特異なほどの賑わいを見せ、八ヶ岳南麓に位置する小淵沢にも多くの人々が生活しており、現在、60箇所以上の縄文時代の遺跡が発掘されている。中世には、武田氏の租といわれる甲斐源氏一族が根を下ろし、小淵沢は信濃との国境であったため、信玄の信濃戦略の要道として、たびたび兵が駆け抜け、棒道(ぼうみち)、観音平などの多くの遺跡が残されている。江戸時代に入ると、湧水に恵まれた当地には水田が増え、冷害などに悩まされつつも新田や堰の開発などの努力により、着実に歩みを進め

てきた。明治維新後は次第に村の形が整えられ、明治 27 年の市町村制公布により小淵沢村、篠尾村が誕生。明治 37 年に中央線が開通すると、養蚕を中心とした産業が飛躍的に発達した。

- ・そして、昭和 29 年 3 月 31 日、町村合併法に基づき両村が合併し、小淵沢町が誕生した。その後は、昭和 51 年の中央自動車道小淵沢インターチェンジの完成。昭和 61 年の第 41 回国民体育大会「かいじ国体」馬術競技の開催。昭和 63 年の NHK 大河ドラマ「武田信玄」ロケ、平成 12 年の同「葵 徳川三代」ロケ、平成 13 年放映の同「利家とまつ・加賀百万石物語」のロケなどを契機に発展を続け、平成 14 年の同「武蔵 MUSASHI」のロケが行われた。「馬のまち」としても全国的に著名である。
- ・本町の人口は、昭和 35 年の 6,026 人から昭和 50 年にかけて約 1,219 人（20.0%）減少したが昭和 55 年に増加に転じて以降現在まで微増傾向にある。現在は昭和 35 年の水準まで回復した。世帯数は、一貫して増加傾向にあり、昭和 35 年から平成 13 年までの間に 900 戸増加した。年齢別の人口分布は、年少人口（15 歳未満）は 862 人（15.1%）、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）は 3,680 人（64.5%）、老年人口（65 歳以上）は 1,161 人（20.4% = 高齢化率）となっている。人口流動は、就業者・通学者ともに流入超過となっている。地域別では、県内よりも長野県からの流入が多くなっている。
- ・産業別就業者数の推移についてみると、総数では昭和 35 年の 2,861 人から昭和 12 年の 3,139 人へと 9.1%増加した。産業別には、昭和 35 年には約 60%を占めていた第 1 次産業が、平成 12 年には 13.3%まで減少した。一方で、第 2 次産業が 17.3%から 33.4%へ、第 3 次産業が 23.5%から 49.4%へとその割合を増している。工業は、昭和 50 年から平成 11 年にかけて、事務所数は 38 ヲ所から 27 ヲ所へと減少、従業者数微増だが、製造品出荷額（198.2 億円、平成 11 年度）はほぼ 10 倍と大きく伸びている。商業は、昭和 51 年から平成 11 年にかけて、商店数は横ばいだが、その内約をみると、卸売店は増加、小売店は減少となっている。一方、従業者数は 190 人から 399 人へと 2 倍以上の増加となっている。
- ・農業の衰退化は顕著なものがある。農家数の推移をみると、昭和 55 年の 758 戸から平成 12 年の 287 戸へと 62%の減少となっている。専兼業別では、専業農家は 106 戸から 59 戸へとほぼ半減。第一種兼業農家は 86%、第二種兼業農家は 61%の減少となっており、担い手不足が深刻化している状況が現れている。農家人口も、同 2,879 人から同 1,724 人へと 40%の減少となっている。基幹的農業者は 247 人（平成 12 年）いるが、そのうち 182 人（73.7%）が 65 歳以上となっており、担い手不足とともに高齢化も深刻である。
- ・経営耕地面積の推移をみると、昭和 55 年の 56,086a から平成 12 年の 26,926a へと、

20年間に半分以下（52%減）に減少した。とくに樹園地は同7,172aから525aへと激減したが、この多くは桑園である。その結果、現在の経営耕地面積は田と畑で98%を占め、その比率はほぼ2対1となっている。町内の遊休農地の現状をみると、遊休農地総面積は166ha、内訳は田が39ha、畑が127haとなっている。



- ・ 主要作物は水陸稲で、123haの作付面積で年間729t（約19億円）が生産されている（平成13年度）。米のほか、花卉栽培が盛んで、粗生産額では米をしのいでいる（平成12年度約20億円）。野菜の生産額は7億円である。畜産については、乳用牛100頭、肉用牛500頭（平成13年度）が飼養されている。農業粗生産額は、耕種5億1千万円、畜産2億7千万円、合計で7億8千万円にとどまっている（平成12年度）。

## 2) 区域の課題と展望

- ・ 本町は前述のごとく、人口1万人にも満たない小さな町であり、中山間地の条件不利地域のため、遊休農地が40%以上となるなど、近年における農業の衰退化は著しいものがあり、農産物市場の今後一層の国際化が不可避の事態のもとでは、地域農業の崩壊すら危惧されている。
- ・ 一方、本町は日本一の山並み景観、八ヶ岳南麓の豊かな自然環境、年間降水量1000mm日照時間2,200時間という明るくさわやかな高原性気候、そして東京・名古屋の大都市圏からの交通アクセスの良さ、など高原リゾートとしての社会ストックも極めて豊富である。
- ・ こうした本町の地域特性を踏まえ、本町の農業・農村振興の明確な将来ビジョンを描

き、長期的・戦略的な地域振興のマスタープランを確立するため、平成14年度に「小淵沢町農村振興基本計画」を策定したところである。同計画の中で、本町の農村振興計画の主要課題を次のように設定した。

地域づくりの課題	農業振興の課題	農村環境の課題
<p>未来をつくる小淵沢の新しい緑風(文化の風、交流の風、活力の風、生き甲斐の風)をおこす。            地域住民がずっと住みたいと思える安心で人と自然が共生するまちづくり。            都市生活者が、小淵沢に行きたい、住みたいと思うような新しい自立的なコミュニティづくり。</p>	<p>遊休化している農地を有効に活用して耕作放棄ゼロをめざす。            土づくりを基本とする環境保全型農業を普及し、安全・高付加価値の「小淵沢ブランド」をつくる。            都市や地元の消費者と連携し、新グリーン・ツーリズムと結びつけた複合アグリビジネスを構築する。</p>	<p>緑と水が豊かで、四季を通じて花いっぱい美しく快適な農村空間をつくる。            地域に賦存する生物資源(バイオマス)や自然エネルギーを活用し、循環持続型地域社会を形成する。            若い人にもお年寄りも安心して快適に暮らせる新しい田園居住環境を整備する。</p>

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

「こぶちさわアグリルネッサンス特区」は前記のような本区域の情勢と課題を踏まえ、本区域において、特定事業1001と1002、および今後の構造改革特別区域法の改正により実施可能となる新たな特例措置ならびに全国において実施される規制緩和等、例えば農地の権利取得後の加減面積要件の緩和、農家民宿の開設・サービス提供にかかわる諸法令の柔軟な対応、農業法人の農業関連事業の範囲の拡大、市民農園で生産された農作物の販売の可能化、などを活用することにより、崩壊の危機に瀕している本区域の農業・農村の再生(アグリルネッサンス)を図ろうとするものである。「こぶちさわアグリルネッサンス特区」の基本的意義は次の3点に要約することが出来る。

### (1) 都市生活者等の本格的農業参入への途を開く

「農的暮らし」を求める都市生活者が急増している。豊かな自然環境の中で土に親しみ、自分と家族の食糧を出来るだけ自給したい。そのために必要な農地を確保し、将来的には本格的農業参入にチャレンジしてみたい。本特区計画の実行により、これまで農地法の規制により実現が困難であったこのような都市生活者の「農的暮らし願望」=農地利用ニーズを叶えることが出来る。このことが本特区計画の最大の意義である。また、次のような新しい手法を用うることにより本計画の意義を更に画期的なものにしたい。

「農地トラスト」方式の導入：遊休農地の効果的利活用を目的とした「農地トラスト

ト」方式により、「農的暮らし」指向の都市生活者を対象として基金を造成し、これを遊休農地利活用の基本資金として活用する。

「農業NPO」の形成：本区域内に遊休農地活用を主たる目的としたNPO法人を立ち上げ、このNPO法人が特定事業の主体となることによって、「農業NPO」という地域農業の新しい有力な担い手を形成していく。

「農都共生」方式の確立：上記の「農業NPO」と都市部において「農地トラスト」運動や都市住民の「田園回帰」運動を展開する団体・組織（NPO等）が緊密に連携する「農都共生」方式によって事業を効果的に推進していく。

(2) 多面的価値に重点を置いた条件不利農地活用が可能となる。

本町に賦存する遊休農地 166ha(平成 12 年)のうち、39ha は田、127ha が畑である。これらの農地は傾斜地など条件不利な場所に多く存在しており、効率的な農業経営の場とはなりにくい。そこで構造改革特区制度を活用して「環境保全」「安全・安心」「体験・学習」「ふれあい・交流」「健康・生きがい」といった非経済的価値 = 多面的価値に重点を置いた価値観を前面に打ち出した農地の市民的利活用を推進することとしたい。このことにより、条件不利農地の有効活用の途が開け、地域住民と都市生活者の連携による新しいかたちの地域農業・農村活性化を図ることが可能となる。

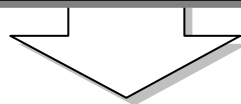
(3) 「農都共生のまちづくり」の実現に貢献することが出来る

本町は、農林水産省が推進している「むらづくり維新」の考え方を導入して、平成 14 年度に「小淵沢町農村振興基本計画」を策定した。同計画において、同計画の基本コンセプトと小淵沢町の将来像を次のように定めた。

小淵沢町農村振興計画の基本コンセプト

『特区』の導入による農都共生型の新しい農業・農村を創る

構造改革特別区域法( )に基づく「多様な法人の農業参入を可能とする特区」を導入して、小淵沢の特長と地域資源を活かした農都共生型の新しい複合産業と魅力ある地域をつくる



小淵沢町の将来

<sup>か</sup><sup>ぜ</sup> 緑風おこり夢あふれる農都共生のまち こぶちさわ

美しい農山村空間と豊かな自然環境を守り育てながら、地域住民と都市生活者が共生・対流する循環持続型の新しい自立的コミュニティを形成する

本町は既に述べたように、首都圏に近接した高原リゾート地としての極めて豊富な地域資源が賦存しており、これらのリゾート的地域資源の活用と遊休農地の市民的利活用を有機的に結合することにより、本町ならではのユニークな「農都共生のまち」づくりを実現することが可能となる。

以上の如く、本計画は、「農地トラスト」、「農業NPO」、「農都共生」という3つの新しいコンセプトの導入により新しいかたちの農地の本格的な市民的利活用システムのモデルを実現しようとするものであり、これが一定の成功を納めた暁には、このモデルを全国に波及させ、ひいてはわが国を農都共生社会に向けて牽引していくことに大きく貢献することが出来る。

## 6. 構造改革特別区域計画の目標

### 1) 「耕作放棄地ゼロ」をめざす

- ・平成12年時点で166haであった本町の遊休農地は、今後さらに拡大することが予測され、その多くが耕作放棄地となっていくことが懸念される。
- ・そこで、特定事業1001と1002の活用によりNPO法人等による遊休農地活用の仕組みをつくり、この仕組の適用を逐時拡大していくことにより、最終的には平成25年ごろを目標として、本町の利用可能な農地が「耕作放棄地ゼロ」の状態となることをめざす。

### 2) 農地の市民的利活用の「場」と参加者を増やす

- ・構造改革特別区域法による規制の特例措置を受けるNPO法人等が主体となって、農地の本格的な市民的利活用の「場」『グリーンライフ・ファーム』（「トラスト農場」と「市民農園」の複合）の魅力的なモデルをつくり、まずこのモデルづくりを成功させる。その上で、これを本町の各地区に拡大していくとともに、これに参加する地域住民や都市生活者を継続的に増やしていく。
- ・『グリーンライフ・ファーム』第1号は約3haの農地を確保し、約300名の参加者により活用を図る。この第1号モデルを成功させた上で、町内各地区に展開していくこととする。5年以内に5カ所、10年間で10カ所程度の『グリーンライフ・ファーム』の整備を図り、合計約2,000人の住民・市民の参画者を迎え入れることを当面の目標とする。

### 3) 農都共生型アグリビジネスの起業を促す

- ・都市生活者や地域住民が遊休農地を利用した『グリーンライフ・ファーム』に参加することを通じて、農作物の生産だけでなく、生産された農産物の直売やそれを発展させたファーマーズ・マーケットへの展開、農畜産物の加工や特産物の製造販売、そして都市部の消費者組織（生活協同組合等）との産消提携の推進など、農・食一貫型のアグリビジネスの起業も積極的に促進していく。

- ・ また、本町の多様な余暇・観光資源と結びつけた体験・学習・交流型の新しいグリーン・ツーリズムの展開も図っていくこととしたい。

#### 4) UI ターンの人々の定住を受け入れ「農都共生のまち」を実現する

- ・ 『グリーンライフ・ファーム』への参加や体験・学習・交流型のグリーン・ツーリズムへの参加などを通じて、本町との“縁”が出来た人々のうち、本町へ定住を希望する人々を対象として、「優良田園住宅ゾーン」の整備や、就業支援などの施策を講じ、定住受け入れを積極的に推進する。
- ・ 以上のように、構造改革特区による遊休農地の市民的利活用の推進を起爆剤として、農都共生・対流型のグリーン・ツーリズムの展開、田園居住ゾーンの整備、アグリビジネスの起業促進などの関連施策を有機的に結びつけた交流から定住への一貫した道筋をつくり、地域の人々と都市生活者が共に行き交い、ふれ合い、支え合って生きる活力と魅力あふれた自立的な地域社会 農都共生のまち を形成していくことをめざす。

### 7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果

#### 1) 農地および採草放牧地の保全効果

- ・ まず、下笹尾「江戸山」地区の一団の遊休農地役 3.2ha においてモデル的な農地の市民的な農地の市民的利活用事業を実施する。このモデル的事業の成果を踏まえ、5年後までに 10ha、10年後に 20ha の遊休農地に市民的利活用を実現する。
- ・ また、町内に賦存する遊休化している採草放牧地約 12ha の市民的利活用を行なう。
- ・ 以上により、10年後までに

農地 20ha	採草放牧場 12ha
---------	------------

の保全を確保する。

- ・ このことにより、本区域における農地等の遊休化に歯止めをかける。

#### 2) 交流人口拡大

- ・ 「トラスト農地」1ha 当り利用者 100 世帯（平均 2 人とする）が、1 年間に 1 泊 2 日で 9 回（月 1.5 回 × 7 ヶ月）通うとすると 1ha 当り年間 3600 人・日の交流人口が生まれる。
- ・ このことにより、10 年後に

$3600 \text{人} \cdot \text{日} / \text{ha} \times 20 \text{ha} = 72,000 \text{人} \cdot \text{日} / \text{年}$
--

の交流人口を新たに創出できる。



### 3) 所得創出効果

- 本特区計画の実施により 10 年後には本区域に次のような新たな所得機会が創出される。

項目	摘要	金額	年換算
農地トラスト料	5 万円 × 100 口 × 20 h a	1 億円 (10 年)	1 千万円
農園利用料	3 万円 × 100 人 × 20 h a	6 千万円 / 年	6 千万円
利用者宿泊料	5 千円 × 36,000 泊	1.8 億円 / 年	18 千万円
地元消費	10 万円 / 会員世帯・年 × 2000 会員	2 億円 / 年	20 千万円
住宅 (新築)	2 千万円 × 50 軒	10 億円 (10 年)	10 千万円
合計			55 千万円

以上の経済的社会的効果を短期 (1~2 年)、中期 (5 年後)、長期 (10 年後) に分けて整理すれば次の通りである。

	短期	中期	長期
	平成 16 年度までに	平成 20 年度までに	平成 25 年度までに
農地保全効果	3 h a	10 h a	20 h a
交流人口 拡大効果	10,800 人・日	36,000 人・日	72,000 人・日
所得創出効果	1 億 8100 万円	3 億 7 千万円	5 億 5 千万円

注) 交流人口拡大効果と所得創出効果については、遊休農地の開墾・整備に要する期間を勘案すると、1~3 年のタイムラグがあると想定される。

### 4) その他の経済効果社会的効果

- WTO 新ラウンドの動向などを見ると、わが国の農業をとりまく国際環境はますます厳しさを加えることが予測される。とくに、本区域のように中山間地域に位置した狭少な農地を利用する農業は消滅の危機に直面しているといえる(農地の遊休率約 4 割という現実がそれを如実に示している)。
- 本区域の農業・農村を持続的に発展させていく唯一の途は、都市生活者を迎え入れて <農都共生のまちづくり> を実現することにある。特区制度に基づく遊休農地の市民的利活用を推進することは、この <農都共生のまちづくり> を実現するための極めて効果的な手段であり、本区域に及ぼす経済的社会的効果は計り知れないほど大きいものと思われる。

## 8. 特定事業の名称

- 1001 : 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業
- 1002 : 地方公共団体及び農業協働組合以外の者による特定農地貸付け事業

## 9. 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業、その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

### 農村振興基本計画

平成 14 年度に町単独事業として実施。

### 農村振興総合整備事業（むらづくり基盤型）

平成 14 年度に策定した「小淵沢町農村振興基本計画」に基づき逐時実施していく。

### 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針の策定

優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成 10 年 4 月 17 日公布、同年 7 月 15 日施行）に基づき基本方針を策定し、逐時優良田園住宅の建設を促進していく。

### 「小淵沢ブランド」産地化事業

土づくりを基本とした環境保全型農業の推進や、低コスト耐候性ハウスの導入による周年生産可能な施設園芸の推進などにより、安全で高付加価値の「小淵沢ブランド」を開発し、これを産地化していく事業。

### 農都共生・対流促進事業

本区域の地域資源を有効に活かして、都市との間で人・もの情報が活発に行きかう農都共生・対流の仕組みと拠づくりを促進し、交流人口・定住人口の拡大に結びつける事業。

この他、以下の規則緩和措置の活用も検討する。

農地の権利取得後の下限面積要件の緩和（地域の農地利用の状況や就農者の能力等に応じた新規参入の柔軟化）

農家民宿の開設、サービス提供にかかわる諸法令の柔軟な対応（消防法、旅館業法、旅行業法関連 全国対応）

農業生産法人の農業関連事業の範囲を農業体験施設の運営や農家民宿に拡大（農地法関連） 農業生産法人の都市農村交流への取組促進及び農業生産の安定的発展

市民農園で生産された農作物の販売の可能化（特定農地貸付法、市民農園整備促進法 全国対応）

また、今後の構造改革特別区域法の改正や全国的な規制緩和などによって可能になる規制の特例措置についても、必要に応じて追加的に活用することとする。

(3) 別紙

1. 特定事業の名称：1001

地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け

2. 当該規則の特例措置の適用を受け入れようとする者

特定事業の実施主体（農地又は採草放牧地の貸付け主体）：

山梨県北巨摩郡小淵沢町

特定事業の実施主体から農地等の貸付を受けて農業に参入する特定法人：

ア．特定事業の実施主体と農地等の適正利用に関する協定を締結した企業

イ．特定事業の実施主体と農地等の適正利用に関する協定を締結した NPO 法人

3. 当該規制の特例措置の適用開始の日：

本特区計画が認定された日

4. 特定事業の内容

この特定事業の実施主体たる小淵沢町が、町内の遊休農地の所有者から買い入れ又は借り入れた農地又は採草放牧地を、町と適正かつ円滑な利用に関する協定を締結した企業や NPO 法人に賃借する。農地等を賃借した企業や NPO 法人は、協定に基づき適正かつ効果的な農地等の利活用を図る。特に、本特定事業の実施に際しては、都市側において都市生活者の田園回帰を支援する活動や農林地トラスト運動を進めている組織等との緊密な連携により、「農地トラスト基金」の本地区への導入を図り、農的暮らしを求める都市生活者の共同の農業実践の場としての「トラスト農場」を実現し、これを本区域の各地区に拡げていくことを最大の主眼とする。このことにより、農業内部だけでは対応が困難であった遊休農地の本格的な市民的利活用の途が開かれ、本区域の地域農業・農村再生（アグリルネッサンス）の展望を得ることが出来る。

(1) 特定事業に関与する主体

農地等を貸付ける主体： 山梨県北巨摩郡小淵沢町

農地等を借り受けて農業に参入する特定法人：

ア．小淵沢町と遊休農地等の適正利用に関する協定を締結した企業

イ．小淵沢町と遊休農地等の適正利用に関する協定を締結した NPO 法人

なお、当初からの参入を予定している法人としては「NPO 法人グリーンライフこぶちさわ」が特定されている。

その他関与する主体：

特定非営利活動法人農都共生全国協議会

特定非営利活動法人農都共生全国協議会 の概要

- ・ 設 立：平成 14 年 4 月 18 日
- ・ 認証申請：平成 14 年 9 月 27 日（府国生第 1588 号）
- ・ 法人登録：平成 14 年 10 月 10 日（法人番号 0133-05-000812）
- ・ 所 在 地：東京都豊島区駒込三丁目四番九号
- ・ 理 事 長：星野進保
- ・ 活動概要：（1）まちづくりの推進を図る活動（2）環境の保全を図る活動（3）子供の健全育成を図る活動（4）保健、医療又は福祉の増進を図る活動（5）社会教育の推進を図る活動（6）文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動（7）前号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助の活動

NPO 農都共生全国協議会は、NPO グリーンライフこぶちさわの運営及び活動に関する助言・援助を行なうとともに、NPO 農都共生全国協議会が全国レベルで行なう「農林地トラスト運動」によって組織される「農地トラスト会員」を NPO グリーンライフこぶちさわの活動に参加させ、また「農地トラスト基金」を提供する。

（2）事業が行なわれる区域：

山梨県北巨摩郡小淵沢町の全域。

当初は小淵沢町下笹尾の江戸山地区の一団の農地約 3 ha でモデル的事業を行ない、その結果を踏まえて逐時他の地区に広げていく。当初の 1 年間で 1ha、5 年間で 5 ha、10 年間で 10 ha の遊休農地を NPO 法人等が「トラスト農場」として利活用することを当面の目標とする。

（3）事業の実施期間：

本特区計画が認定された日から必要な期間

（4）事業により実現される行為等：

遊休農地の開墾：本特区計画が認定された時点で遊休化している一団の農地を小淵沢町が借り上げ、同時に特定法人（当初は NPO 法人グリーンライフこぶちさわが実施）とこの農地の利活用についての「協定」を締結し、使用貸借による権利または賃借権の設定をおこなう。その上で小淵沢町と特定法人が共同でこの農地の開墾を行う。平

成 16 年度中に最低 1 ha の開墾を行ない、その後毎年 1 ha ずつ開墾を行う。

「農地トラスト会員」の募集と組織化：小淵沢町と特定法人が農地利活用の「協定」と契約を締結したら直ちに「農地トラスト会員」の募集を開始する。対象は、小淵沢町民、近隣地域の住民、および首都圏の都市生活者などとする。「農地トラスト会員」の募集と組織化については、NPO 法人農都共生全国協議会が全面的に協力する。また、「ふるさと回帰支援センター」(立松和平理事長)や生活協同組合など農的暮らしを支援する団体等との協働を積極的に進める。「農地トラスト会員」募集人数の目安は、おおよそ農地 1 ha 当り 100 人とし、平成 18 年度までに 300 人の「農地トラスト会員」確保を実現する。

農地の利活用計画および営農計画の策定：「農地トラスト会員」が一定数(30 人程度)に達した時点で、このトラスト会員の要望も考慮しながら、地元農家や農業技術指導員および町のアドバイスも得て、効果的な農地の利活用計画と営農計画の策定に取り組む。平成 15 年度中に基本的計画を取りまとめて、平成 16 年度に実施する遊休農地の開墾・整備に反映させる。農地の土地利用の基本は、「トラスト農場」(農地を細かく区画しないで、一定の営農計画に基づきトラスト会員が共同で農業を行う農場)と、「市民農園」(日帰り型と滞在型)によって構成する。

営農研修及び体験・交流活動：特定法人が中心となって平成 15 年度内に策定した活動・事業計画に基づき、町や農業関係の協力・支援も得て平成 16 年から「農地トラスト会員」を対象とした営農研修活動および、会員の子供や友人・知人等も対象とした農業・農村体験や地域の人々とのふれあいを深めるための交流活動を行なう。また、営農研修と連動したかたちで、農地トラスト会員のなかからリーダー的な人を育成するための「セミナー」などの実施を行なう。

「トラスト農場」(「グリーンライフ・ファーム」)で行なう農業の内容：平成 16 年度から毎年 1 ha ずつ開墾・整備する下笹尾地区の農地において、「農地トラスト会員」が中心となって「トラスト農場」において行なう農業の内容は概略次の通りとする。

ア. 季節の野菜の露地栽培 下笹尾地区の風土に適した季節毎の野菜の露地栽培をトラスト会員の協働によって行なう。作目は、キュウリ、トマト、ナス、大根、白菜など地域で多く作られているものを中心とするが、品種の選定にあたっては、可能な限り地域特性のあるもの(地方品種など)を優先する。農作業の実施については、地元農家や農業技術指導員の助言・指導を受けることとする。また、土づくりを基本とする環境保全型農業の実践を重視することとし、安全・安心の「地域認証」 小淵沢ブランド の取得をめざす。

イ. 麦、大豆、ソバの栽培 麦ごはん用の大麦、うどんやパンづくりのための小麦、ソバ打ち体験を楽しむためのソバ、などの栽培も行なう。トラスト会員の増加とトラスト農地の拡大に従って栽培面積を段階的に拡大していく。また、アワ、ヒエ、キビなどの雑穀の栽培も行なう。

ウ. 菜の花畑づくり 景観づくりと菜種油づくりを目的として菜の花畑づくりにも積極的に取り組む。菜の花畑づくりの対象の土地は、農地トラスト対象の農地だけでなく、耕作放棄地の状態となっている農地や、未利用の放草地や雑草地なども対象としていくこととする。また、将来的には食用油の廃油を活用し

たバイオジェールへの取り組みにも挑戦していくこととしたい。

エ．施設園芸への取り組み　八ヶ岳南麓の冷涼な気候と年間2,200時間という豊富な日照などの気象条件や大都市圏との近接性などの立地条件を活かした周年型で収益性の高い施設園芸にも取り組んでいくこととしたい。対象作物としては、イチゴ、トマトなどの果菜類およびほうれん草、サラダ菜、サンチュなど葉物野菜など。将来的には「トラスト会員」の中からIターン就農者を募ったり、若い新規就農希望者を特定法人が雇用するなどして本格的な施設園芸事業に取り組むことも検討する。

オ．その他の取り組み　「トラスト農場」(「グリーンライフ・ファーム」)におけるその他の取り組みとしては、地域特性のある果樹(「甲州丸」など)の栽培や、各種の資源作物(ゴマ、ヒマワリなどの油料作物、麻・ケナフなどの繊維作物など)またはハーブや薬草・薬樹への取り組みも検討していきたい。

その他関連する取り組みの内容：特区制度に基づく遊休農地の効果的利活用に関連する上記以外の取り組みとして、次のような活動・事業の実施を検討する。

ア．「森林トラスト」への取り組み　小淵沢町の森林面積は1,860haであり、蓄積は約273平立米(平成11年)。人口林率は42%、樹種はアカマツ、カラマツがほとんど。戦後一斉に植林され、主伐期を迎える地域が多く、間伐が必要だがほとんどなされていないのが現状。このままでは森林の荒廃が進み、地域の自然環境と景観形成に深刻な悪影響が出てくることが憂慮される。このことから、今般の特区計画による遊休農地の効果的利活用事業を担う特定法人などが中心となって、町や林業関係団体等との連携により、「農地トラスト」と連動した「森林トラスト」に取り組む。取り組みの方法や内容については今後関係者の間で検討していくが、森林の保全だけではなく、森林の余暇空間や居住空間としての利活用についても積極的に取り組むこととする。

イ．風格ある美しい農山村づくりへの取り組み：活力ある農林漁業の持続的発展と地域の個性を重視した魅力的な農山村づくりを図ることにより、国民共通の財産としての個性ある魅力的な農山村を次世代へ継承していくことをめざして、国は最近「水とみどりの「美の里」プラン21」を打ち出した。地域住民やNPO等多様な主体の参画による景観に配慮した農村の整備を通じて美しいむらづくりを推進していこうとするものである。このような国の施策に対応して、町とNPO法人等のパートナーシップのもとに、「美しいむらづくり支援事業」や「美しいむらづくり総合整備事業」などソフト・ハードの新規事業の導入も視野に入れて「美の里こぶちさわ」づくりに取り組むこととしたい。

ウ．農都共生・対流の推進への取り組み：農山村活性化のキメ手のひとつとしてのグリーン・ツーリズムなどの施策と連携して外国人旅行者の誘致と都市と農山村の共生・対流を一層促進するための国の新しい施策が打ち出された。「観光立村推進事業」や「新グリーン・ツーリズム総合推進対策」などの新しい事業の導入も考慮しつつ、町とNPO法人等とのパートナーシップにより、上記イ．の美しいむらづくり事業にも連動した小淵沢町における農都共生・対流の一層の推進に取り組むこととする。

(5) 当該規制の特例措置の内容

- 本区域の遊休農地は下表の如く田 39ha、畑 127ha、計 166ha となっている。

小淵沢の遊休農地の現状（農林水産省 平成 12 年度 遊休農地実態調査）

地目	面積	圃場整備		荒廃状況		活用可能性		
		整備済	未整備	一年生	多年生	即可能	可能	その他
遊休農地	166ha	25ha	139ha	23ha	141ha	23ha	113ha	27ha
田	39ha	20ha	18ha	18ha	20ha	18ha	17ha	3ha
畑	127ha	5ha	121ha	5ha	121ha	5ha	96ha	24ha

- 本区域の農用地は農地 827ha、採草牧草地 34ha の計 861ha（平成 10 年農林漁市町村別統計）であるが、経営耕地面積は下表の通り平成 12 年度には約 270ha まで減少している。

< 経営耕地面積の推移（農林業センサス）> （単位：a）

年度	総数	田	構成比	畑	構成比	樹園地	構成比
昭和 55 年	56,086	28,688	51.2%	20,226	36.1%	7,172	12.8%
昭和 60 年	45,486	27,243	59.9%	15,988	35.1%	2,255	5.0%
平成 2 年	36,431	22,926	62.9%	12,791	35.1%	714	2.0%
平成 7 年	29,157	19,528	67.0%	8,954	30.7%	675	2.3%
平成 12 年	26,926	17,438	64.8%	8,963	33.3%	525	1.9%

遊休農地面積率（ ）は約 38% となり、全国レベルで約 6%、山梨県全域で約 19% と比較して、本区域の農地の遊休化がいかに深刻なレベルに達しているかがわかる。

（ 遊休農地面積率 = 遊休農地面積 ÷ （経営耕地面積 + 遊休農地面積） × 100 ）

- また、基幹的農業従事者のほぼ 4 分の 3 が 65 才以上となっており、後継者不足も著しい。

< 基幹的農業従事者の構成（平成 12 年農林業センサス）>

区分	総数	男	女
基幹的従事者数	247	141	106
うち 65 歳以上	182	109	73
構成比	73.7%	77.3%	68.9%

- このように、本区域においては農業内部だけで遊休農地を有効に利活用することはもはや不可能である。一方、本区域は日本一の山並み景観と八ヶ岳高原の素晴らしい自然環境に恵まれ、また、リゾート地としての豊富な社会ストックが充実しており、全国的にも人気の高い地域である。そこで、特区制度に基づき NPO 法人等が「農地トラスト」等の方法により遊休農地の本格的な市民的利活用を可能とすることにより、<農都共生のまちづくり>を実現して本区域の持続的発展を図るものである。
- 尚、本特定事業（1001）に供する農地の選定にあたっては、次の事項に留意する。

対象農地は、1ha 以上の一団のまとまった形状をしており、景観が良く、水利等の農業インフラの整備が可能であること。

地権者および近隣住民の同意を得ることが出来、また、農地利用を行なう際に地域の人々の積極的な支援協力が得られること。

車によるアクセスが容易で、地域の利便施設（公民館等の公共施設、農業関連施設、商店など）と比較的近接していること。
- 本特定事業の実施による本区域内の遊休農地の有効利活用の目標は次の通りとする。

平成16年度までに	平成20年度までに	平成25年度までに
1ha	5ha	10ha
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度は開墾</li> <li>平成17年度から利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5地区で実施</li> <li>市民農園(5ha)と併設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>10地区で実施</li> <li>市民農園(10ha)と併設</li> </ul>



(6) 別紙

1. 特定事業の名称：1002

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受け入れようとする者

特定農地貸付け事業の事業主体：

ア．小淵沢町から農地を借り受けて協定を締結し、市民農園を開設する NPO 法人および企業等

イ．小淵沢町と市民農園開設に関する協定を締結した農地所有者

3. 当該規制の特例措置の適用開始の日：

構造改革特別区域計画が認定された日

4. 特定事業の内容

(1) 特定事業に関与する主体

市民農園開設者に農地を貸付ける主体としての小淵沢町

小淵沢町から農地を借り受けて市民農園を開設する NPO 法人および企業等

(当初は NPO 法人グリーンライフこぶちさわが実施する)

特区内に農地を所有し、市民農園を開設する農家等(農業者又は農業生産法人)

その他関与する主体：

特定非営利活動法人農都共生全国協議会

特定非営利活動法人農都共生全国協議会 の概要

- ・ 設 立：平成 14 年 4 月 18 日
- ・ 認証申請：平成 14 年 9 月 27 日(府国生第 1588 号)
- ・ 法人登録：平成 14 年 10 月 10 日(法人番号 0133-05-000812)
- ・ 所 在 地：東京都豊島区駒込三丁目四番九号
- ・ 理 事 長：星野進保
- ・ 活動概要：(1) まちづくりの推進を図る活動(2) 環境の保全を図る活動(3) 子供の健全育成を図る活動(4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動(5) 社会教育の推進を図る活動(6) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動(7) 前号に掲げる活動を行なう団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助の活動

NPO 農都共生全国協議会は、NPO グリーンライフこぶちさわの運営及び活動に関する助言・援助を行なうとともに、NPO 農都共生全国協議会が全国レベルで行なう「農林地トラスト運動」によって組織される「農地トラスト会員」を NPO グリー

ンライフこぶちさわの活動に参加させ、また「農地トラスト基金」を提供する。

(2) 事業が行なわれる区域

小淵沢町の全域で一団の遊休農地のある区域。

当初は小淵沢町下笹尾江戸山地区の農地約3haの一部でモデル的事業を行ない、その結果を踏まえて逐時他の地区に広げていく。5年間で5ha、10年間で10haの遊休農地をNPO法人が利活用することを当面の目標とする。

(3) 事業の実施期間

上記3の特例措置の開始の日から必要な期間(当面10年間、5年ごとに結果を踏まえて計画を見直すこととする)

(4) 事業により実現される行為等

小淵沢町は、NPO法人等が市民農園等の開設を予定する農地の取得等(所有権の移転又は使用収益権の設定)を行なう。

市民農園を開設するNPO法人等は、小淵沢町と協定を締結し、小淵沢町農業委員会の特定農地貸付けの承認を受けて、小淵沢町から借り受けた農地において市民農園の開設を行なう。市民農園の形態としては、小淵沢町民および近隣地域の一般住民を対象とした「日帰り型」と、首都圏の都市生活者等を対象とした「滞在型」(クラインガルテン)の2つのタイプを整備する。1つの地区に整備する市民農園の施設構成および管理運営の基本形は概略次の通りとする。

市民農園の標準構成モデル

タイプ	1区域のスペース	当面の区域数	施設整備	管理運営
日帰り型	50m <sup>2</sup> (平均)	50区画	駐車場、トレイ、パーゴラ、収納施設、作業道、など	・利用料：1万円(区画/年) ・2年契約(更新可) ・利用協定締結 ・地元農家等の営農指導あり ・運営主体はNPO法人 グリーンライフこぶちさわ
滞在型	300m <sup>2</sup> (平均)	20区画	ラウベ(40m <sup>2</sup> ) 上記日帰り型の諸施設は共用とする	・利用権：100万円(5年) ・利用料：30万円(区画/年) ・5年契約(更新可) ・利用協定締結 ・営農指導あり ・運営主体はNPO法人 グリーンライフこぶちさわ

その他関与する主体となる都市側のNPO法人等は、本特定事業により整備される滞在型市民農園の利用者(主として都市生活者)の確保について全面的に支援・協力を

行なう。

(5) 当該規制の特例措置の内容

本区域の遊休農地は田 39ha、畑 127ha で計 166ha (平成 12 年度遊休農地実態調査) である。経営耕地は 269ha (平成 13 年作物統計調査) なので、遊休農地面積率は約 38% にのぼり、耕作可能な農地のほぼ 4 割が遊休化している。これは全国平均の 6%、山梨県全域平均の 19% と比較しても突出しており、このまま放置すれば本区域の地域農業は壊滅しかねない。

このことから、構造改革特別区域計画により特定事業 1001 と併せて特定事業 1002 を導入し、NPO 法人等による遊休農地を活用した市民農園の開設・運営を図り、これを本区域内の各地区に拡げていくことにより、遊休農地拡大に歯止めをかけ、ひいては優良農地の保全と < 農都共生のまちづくり > を実現していこうとするものである。

特定事業 1002 の実行による遊休農地活用の目標は次の通りとする。

平成 17 年度までに	平成 20 年度までに	平成 25 年度までに
1 ha	5 ha	10 ha
・平成 16~17 年度で開墾 ・平成 18 年度から利用	・5 地区で実施 ・「トラスト農園」と併設	・10 地区で実施 ・「トラスト農園」と併設